

第3章 避難行動要支援者に関する平素からの備え

武力攻撃災害時には、救出・救護、避難など、行政の応急対策活動は著しく困難や制約を伴うことが予想される。そのため、自ら適切な行動をとることが困難な避難行動要支援者には、自然災害と同様に自主防災組織をはじめとした地域住民・ボランティアなどの支援が不可欠である。

市は、武力攻撃事態等における避難行動要支援者の安全を確保するため、防災の仕組みを活用しながら、平素より地域コミュニティによる支援・協力体制を確立することで、地域住民や自主防災組織、ボランティア、事業所、福祉団体等の協力を得ながら、平素から武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズ等男女双方の視点に十分配慮する。

1 避難行動要支援者の把握

市は、市域に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者を把握するため、市の、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

また、市長は、難病患者に関する情報等、市で把握できていない情報が必要な場合は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めるものとする。

2 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報伝達担当の支援者を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備する。

特に避難行動要支援者名簿に登録した者に対しては、民生委員・児童委員、近隣協力者、福祉団体等と連携を図り、安否確認・被害確認等を迅速に行える体制の整備に努める。

また、市は、自主防災組織や自治会等にも、避難行動要支援者ごとの支援者の配置等、一人ひとりの避難支援計画の作成に努めるよう促すものとする。

3 避難体制の確立

市は、避難行動要支援者の避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織や自治会などの協力を得て、地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。

また、市は、平時より地域住民、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、近隣協力者、福祉団体等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、合同で実施する訓練や地域における各種活動などを通じて地域との連携を深め、避難誘導体制の整備に努める。

加えて、地域住民等に対して、「呉市避難行動要支援者支援制度」をはじめとする避難行動要支援者支援の仕組み等について、周知徹底に努めるものとする。

4 国民保護に関する啓発

市は、避難行動要支援者が武力攻撃災害等に関する知識を深めるとともに、対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に合わせた啓発に努めるものとする。

5 社会福祉施設等の活用

市は、避難行動要支援者のための避難所として市内の社会福祉施設等が活用できるよう働きかけ、県が行う避難施設の指定に協力し、避難行動要支援者の安全確保に努める。